

京都市京北地域活性化企画本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月1日

京都市長 門川 大作

京都市規則第9号

京都市京北地域活性化企画本部規則の一部を改正する規則

京都市京北地域活性化企画本部規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び文化市民局地域自治推進室長」を「，文化市民局地域自治推進室長及び同室地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長」に改め，同条第2項中「指名する副本部長がその職務を代理し，本部長及び当該副本部長に事故があるときは，他の副本部長が」を「定めた順序で，」に改める。

第6条中第18号を第22号とし，第9号から第17号までを4号ずつ繰り下げ，第8号を第11号とし，同号の次に次の1号を加える。

(12) 都市計画局まち再生・創造推進室長

第6条中第7号を第10号とし，第6号を第9号とし，第5号を第8号とし，第4号を第6号とし，同号の次に次の1号を加える。

(7) 産業観光局産業戦略部企業立地推進担当部長

第6条中第3号を第5号とし，第2号を第4号とし，第1号の次に次の2号を加える。

(2) 行財政局防災危機管理室長

(3) 行財政局財政部長

附 則

この規則は，平成27年5月7日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)